

## 公告第180号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和4年6月30日

郡山市長 品川 万里

### 第1 業務概要

- 1 業務名 こおりやまフィルムコミッションウェブサイト構築及び保守運用業務委託
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで
- 4 提案上限金額 ￥3,075,600円（消費税及び地方消費税を含む。）  
※この金額は予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。  
※上記金額を超えた提案は失格とする。

### 第2 参加資格

- 1 プロポーザルに参加できる者（以下「提案参加者」という。）は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成13年4月24日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成20年12月1日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中のものでないこと。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
  - (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
  - (5) 過去5年間（平成29年4月1日から令和4年3月31日まで）に、本業務と同種、同類の業務実績を有していること。
- 2 共同企業体によりプロポーザルに参加する場合は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。
  - (1) 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。

- (2) 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は本市に対して全ての責任を負うものとする。
- (3) 前項第1号から4号までの要件については、共同企業体の全構成員が満たしていること。
- (4) 前項第5号の要件については、共同企業体のうちいずれかの構成員が満たしていること。

### 第3 実施要領及び様式の入手方法

郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

「郡山市ウェブサイト—入札・契約ポータルサイト—入札情報—その他の業務」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/list87-226.html>

### 第4 担当部局

〒963-8601

郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市役所西庁舎4階

郡山市産業観光部観光課観光係

電話番号 024-924-2621 ファクシミリ 024-925-4225

電子メール [kankou@city.koriyama.lg.jp](mailto:kankou@city.koriyama.lg.jp)

### 第5 参加申込書及び企画提案書並びに添付書類の提出

- 1 提出期限 令和4年7月19日（火）午後5時まで
- 2 提出場所 郡山市役所西庁舎4階 郡山市産業観光部観光課
- 3 提出方法 郵送又は持参による。ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。  
※郵送の場合は、書留等の発送・配達を確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。  
※持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7条）第1条に規定する市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は午後5時まで）の受付とする。

### 第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- 4 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- 5 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

## 第7 契約候補者の決定

こおりやまフィルムコミッションウェブサイト構築及び保守運用業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱に基づき設置する委員会（以下「選定委員会」という。）において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。

- 1 最低制限基準として、選定委員会委員による評価点の合計が50%未満の場合は、失格とする。
- 2 提案参加者が1者のみであった場合でも、提出された企画提案書等により、本市が求める目的に沿ったものであると判断した場合においては、その者との契約に何ら支障が無いものとする。

## 第8 契約条件

- 1 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

- 2 契約候補者の特定から契約締結までに、「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 契約保証金については、免除とする。
- 4 契約書の作成を要する。
- 5 委託料の支払いについては、本市は、業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に行うものとする。

## 第9 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 企画提案書等に関する審査は書面にて実施し、必要に応じヒアリングを実施する。
- 3 参加申込み及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提案参加者の負担とする。
- 4 提出された書類は返却しない。
- 5 提出された書類は、提案参加者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 6 その他必要な事項は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）及び実施要領等による。